

議案参考資料

[令和元年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

人事課 人事担当

議案名

議案第66号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

趣旨・目的

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、関係する条例について所要の改正を行おうとするものです。

概要

会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、以下の条例について、条文の整備その他の所要の改正を行うものです。

- (1) 桐生市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (2) 職員の分限に関する条例
- (3) 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- (4) 桐生市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- (5) 桐生市職員の育児休業等に関する条例
- (6) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- (7) 特別職の非常勤職員の報酬費用弁償に関する条例
- (8) 一般職の職員の給与に関する条例
- (9) 桐生市職員退職手当支給条例
- (10) 職員の旅費に関する条例
- (11) 桐生市交通指導員設置条例
- (12) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(施行期日：令和2年4月1日)

背景・経過

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が、平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日より施行されます。

(改正内容)

1 地方公務員法の一部改正

多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員が増加していますが、自治体により任用の扱いが様々であることから、以下の点について改正が行われました。

- (1) 特別職の任用及び臨時的任用の厳格化
- (2) 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

2 地方自治法の一部改正

地方自治体の非常勤職員には期末手当が支給できないため、地方公務員法の改正による適正な任用の確保に伴い、期末手当の給付に関する規定が整備されました。